

「旅券法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和4年9月30日

外務省領事局旅券課

令和4年7月16日（土）から8月14日（日）まで、「旅券法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集を行ったところ、3件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

御協力ありがとうございました。

1 意見募集期間

令和4年7月16日（土）～8月14日（日）

2 意見数

3件

3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>1 手数料のクレジットカード納付について、暗証番号もしくはサインによる本人確認が望ましい。また、オーソリーの確定は完成した旅券を渡す時が望ましい。</p> <p>2 カード決済を利用する場合の旅券手数料の額を高額に設定すると、利用率が低迷し、カード決済設備の維持費のほうの場合によっては高くなってしまふ。</p> <p>3 旅券発行後にカード会社から支払が否決されたときの手数料回収方法についても検討願いたい。</p>	<p>1 クレジットカードによる旅券手数料の納付は、オンラインにてクレジットカード情報を入力するときは、ご利用のカードのセキュリティの設定により、3Dセキュア画面におけるパスワード入力等、高度にセキュリティが確保された状態で電子納付手続を完了できるようになります。また、カード決済におけるオーソリが行われる時点については、申請の段階ではカード情報のみを入力し、旅券の交付時に決済が完了することになります。</p> <p>2 カード決済を利用する場合の旅券手数料の額は変更（値上げ）の予定はありません。なお、カード決済の手数料は行政負担であり、申請者負担はありません。</p> <p>3 カード会社による不正利用調査等の結果、旅券手数料のクレジットカードによる支払ができなかった場合の取り扱いについては、現在検討中です。</p>
2	クレジットカード払い対応により、手数料が値上げされることはないか。	旅券手数料の額は旅券法令で規定されており、クレジットカード納付による旅券手数料の値上げの予定はありません。

<p>3</p>	<p>1 一部の市町村では、クレジットによる手数料の納付を申請者が選択した場合、従前の収入印紙の販売による手数料（3%）が無くなり、また都道府県手数料である証紙の販売も無くなることについて懸念している。</p> <p>2 旅券申請の電子化により、事務の改善が図られることを期待。</p> <p>申請者の利便性を考えて、現在、多くの市町村で紙の申請書による旅券発給申請の受付及び交付事務を行っているが、この事務は経費の持ち出しが多く、市町村の財政負担となっている。今後電子申請となった際には電子申請を受け付ける窓口は都道府県に限定し、交付のみ申請者が同一都道府県内の市町村を選択できるようにできないか。</p> <p>また、電子申請の申請内容に間違いがあった場合、電子申請については電話による問合せが増えることが予想される。この点からも市町村の負担を軽減するため、申請受付は都道府県、交付のみ市町村で行うような制度とすべき。</p>	<p>1 クレジットカードによる旅券手数料の電子納付導入後、収入印紙による販売手数料の扱いについては御理解のとおりです。他方、都道府県が徴収する旅券手数料の徴収方法については、証紙による納付を含め各都道府県の関連法令に基づき対応されると承知しております。</p> <p>いずれにしましても、旅券手数料の納付に関しては、納付方法の選択肢を増やすことが国民の利便性の向上に寄与することになると考えております。</p> <p>2 電子申請を行うと申請者の氏名などの基本情報はマイナンバーカードから直接転記されることから、申請情報が電子化されることにより旅券事務所におけるデータの照合が容易になると考えられます。このように、旅券申請事務の電子化によって事務の効率化を図られます。</p> <p>申請内容に誤りがあった場合には該当部分の修正が必要になりますが、申請者に対して修正を指示する通知が分かりやすい案内や画面となるよう、現在システムを鋭意開発しているところです。</p> <p>また、各都道府県内における申請の受付や交付手続き等の具体的な旅券事務の権限委譲については、地域の実情に応じて、各都道府県において御判断いただいております。</p>
----------	---	---